

## 危機事象発生時相互応援ガイドラインについて

平成 29 年 2 月 22 日  
鳥取県町村会・徳島県町村会

### 1 経過

東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、広域災害対応には遠隔地の自治体間の連携協力が不可欠であるとの認識のもと、平成 25 年 6 月 6 日に町村会同士では全国初となる「危機事象発生時相互応援協定」を両県町村会で締結した。

その後、徳島県、鳥取県の両県間において、平成 28 年 9 月 12 日に「危機事象発生時相互応援協定」及び「相互応援活動要領」の改定が行われたこと受け、町村会同士においても、相互応援協定を円滑に実施するための「危機事象発生時相互応援ガイドライン」の策定を行うこととした。

### 2 ガイドラインのポイント

#### (1) カウンターパート方式による応援

被災町村に対する支援を行うため、あらかじめ両県町村を 3 ブロックに分割し、各ブロックにはそれぞれ幹事町村を置く。危機事象発生時には、原則としてブロック単位によるカウンターパート方式により円滑かつ迅速な応援を行うこととし、幹事町村は町村会とともに応援・受援のための連絡調整にあたる。

#### (2) ガイドラインの発動時期

両県いずれかの町村における危機事象発生時に発動し、次のいずれかに該当した場合、応援県の町村会、幹事町村及び各町村は応援を開始する。

- ①受援県の町村会及び幹事町村（被災町村が属するブロック）から応援要請があった場合
- ②両県いずれかの町村において震度 6 弱以上の地震が観測された場合（自動応援）
- ③危機事象発生により両県の町村会及び幹事町村の間で通信途絶等の緊急事態が生じた場合（自動応援）

#### (3) 応援要員の派遣

応援本部は受援県町村会等からの要請又は応援本部の判断により、災害応急活動を行う応援要員の派遣を県内町村に要請する。また、県から応援要員の派遣要請があった場合にも同様の対応を行う。

#### (4) 支援物資の搬送

応援本部は、受援県町村会等からの要請又は応援本部の判断により、町村が保有する備蓄物資等として提供するとともに、受援県町村会が定める受入れ拠点まで搬送するよう町村に要請する。また、県から支援物資の提供要請があった場合にも町村に対し協力要請を行う。